

令和元年 7 月 3 日
16:00 大会議室

令和元年度第 1 回 介護・障害福祉サービス事業等勉強会

1 資料説明

- ・新しい経済対策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善について
- ・低所得者の介護保険料軽減の強化について
- ・名古屋市の令和元年度主な施策（抜粋）について

2 質疑応答

説明者 健康福祉局長、長寿社会企画監
高齡福祉部長
介護保険課長、地域ケア推進課長、
事業者指定主幹、事業者指導主幹、
認知症施策に係る企画調整主幹
障害福祉部長
障害者支援課長、事業者指導・就労者支援の推進主幹
生活福祉部長
保護課長、保険年金課長、医療福祉課長
健康部長
保健医療課長
子ども青少年局子育て支援部長
子ども福祉課長

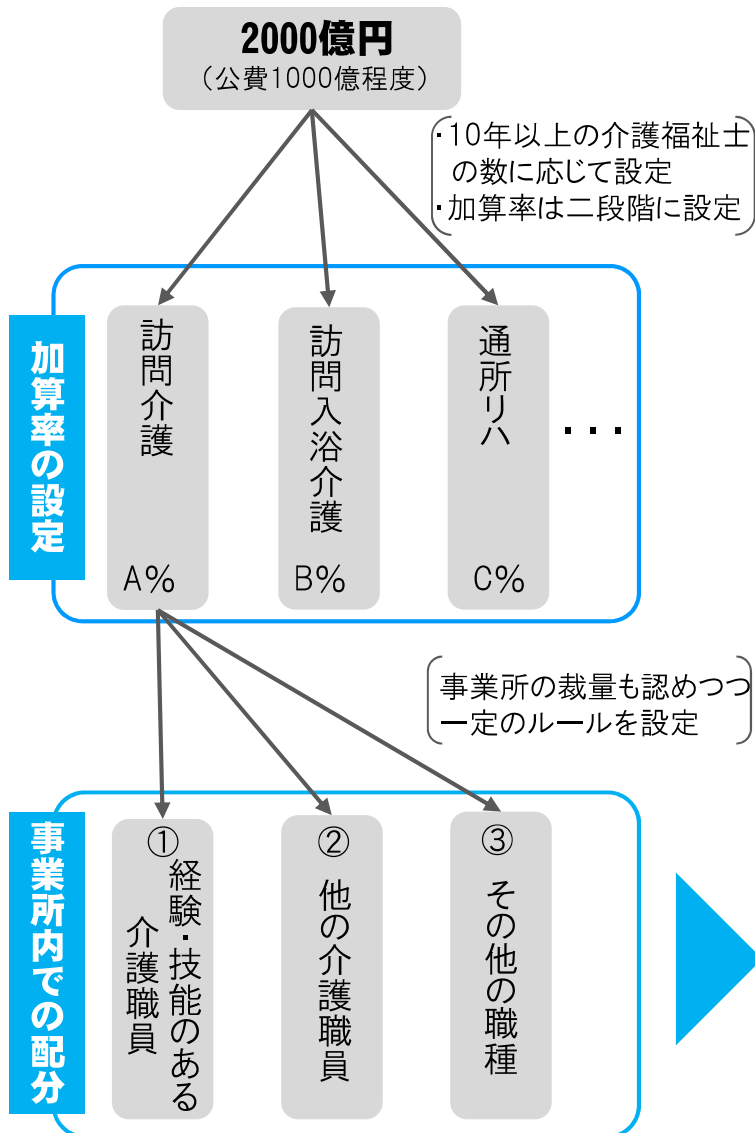
新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13) 資料1 一部修正

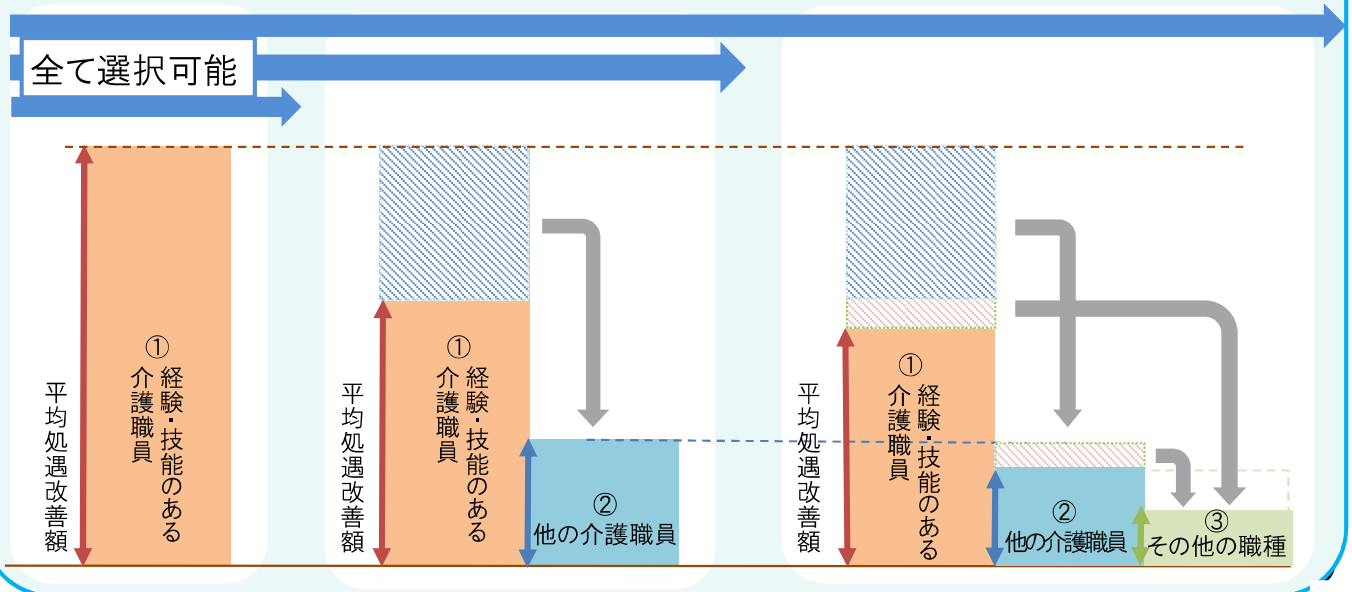
国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現
※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
 - ▶ 平均の処遇改善額が、
 - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



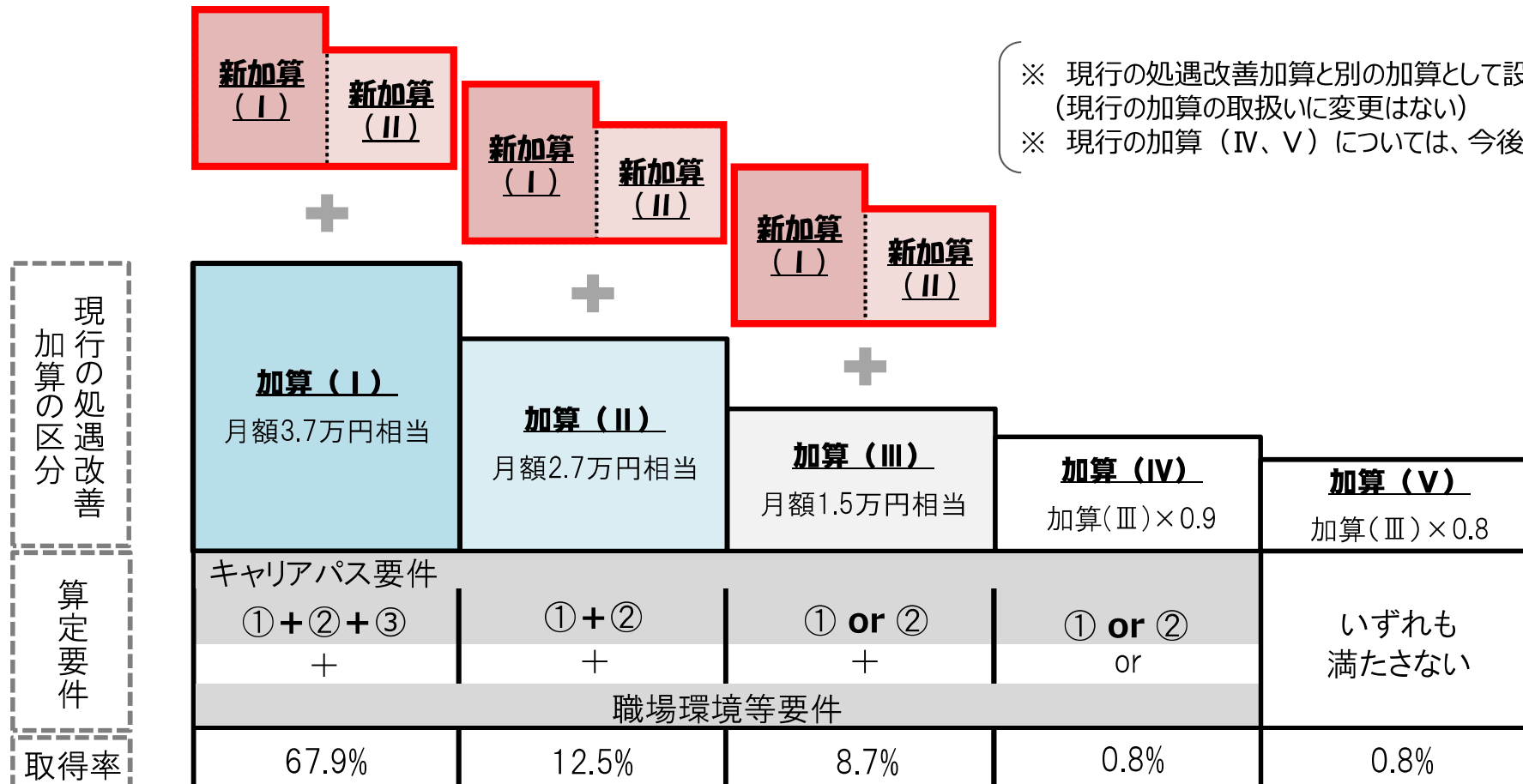
処遇改善加算全体のイメージ

<新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

<サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率がその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）



※ 現行の処遇改善加算と別の加算として設定（現行の加算の取扱いに変更はない）
 ※ 現行の加算（Ⅳ、Ⅴ）については、今後廃止予定

介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

社保審一介護給付費分科会
第168回(H31.2.13)資料1より

1. 加算算定対象サービス

* 1段階×0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

低所得者の介護保険料軽減の強化

健康福祉局高齢福祉部
介護保険課

1 趣 旨

介護保険料については、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成 27 年 4 月から一部実施しているところであり、令和元年 10 月からの消費税率 10%への引上げに合わせて、さらなる低所得者の保険料の軽減強化を行うため、名古屋市介護保険条例を改正するもの。

2 軽減強化の内容

国から示された公費による軽減幅の上限を適用する。

令和元年 10 月以降の消費税引上げによる財源で手当てされるため、令和元年度の軽減幅は、令和 2 年度の半分の水準となる。

保険料段階	区 分	【参考】 公費軽減前	平成 30 年度	令和元年度 (完全実施の半分)	令和 2 年度 (完全実施)
第 1 第 2	保険料率	0.45	0.4 (△0.05)	0.325 (△0.125)	0.25 (△0.2)
	保険料(年額)	—	30,679 円	24,927 円	19,174 円
第 3	保険料率	0.65	0.65	0.525 (△0.125)	0.4 (△0.25)
	保険料(年額)	—	49,853 円	40,266 円	30,679 円
第 4	保険料率	0.75	0.75	0.725 (△0.025)	0.7 (△0.05)
	保険料(年額)	—	57,522 円	55,605 円	53,688 円

注：カッコ内の数値は公費による軽減幅（公費の財源構成：国 1/2、県 1/4、市 1/4）

【参考】平成 30 年度までに実施済みの本市の低所得者対策

- 平成 24 年度に市独自の低所得者対策を実施
第 1・第 2 段階：0.5→0.45 第 3 段階：0.75→0.65
- 平成 27 年度に消費税による公費を投入した保険料軽減を一部実施
第 1・第 2 段階：0.45→0.4

3 その他

令和元年度分の軽減強化に係る政令が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことを受け、令和元年度分にかかる条例改正を行う。

改正条例は 4 月 1 日まで遡及して適用し、軽減を反映させた令和元年度の年間保険料額をもとに、7 月に各納付月の保険料額を通知する。

注：令和 2 年度分の軽減強化に係る政令は、今年度中に改めて公布される予定

名古屋市の令和元年度主な施策（抜粋）

区 分	事 項	予 定 額 千円	頁
新 規	外国人介護人材育成支援事業	10,000	1
	認知症検診等の実施	47,630	2
	有料老人ホームの消防設備整備補助	7,320	3
	高齢者福祉施設の開設準備経費補助	104,700	4
	障害者就労支援窓口の設置	19,369	5
	幼児教育・保育の無償化について（就学前の 発達支援）	—	6
拡 充	介護ロボット等活用推進事業	20,000	7
	認知症条例の制定準備	5,081	8
	強度行動障害者支援事業	10,056	9

事 項	(新規) 外国人介護人材育成支援事業
予 定 額	10,000千円
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>介護人材の確保が困難な状況において、介護施設では、身分又は地位に基づく在留資格（日本人の配偶者等）の外国人の雇用が増えているなか「言葉の問題」が課題となっている。日本語の教育等は日本人スタッフがっており施設の負担となっている。</p> <p>身分又は地位に基づく在留資格の外国人介護職員に対して日本語教育の支援を行い、施設の負担軽減を図ることで外国人の雇用を促進する。</p> <p>2 補助対象</p> <p>身分又は地位に基づく在留資格（※1）の外国人が勤務する市内の介護施設等（※2）</p> <p>（※1）永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者</p> <p>（※2）全介護サービス事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>3 補助内容</p> <p>（1）対象経費</p> <p>日本語学校（通学・通信）の入学金及び授業料</p> <p>（2）助成額</p> <p>対象経費の4分の3、年間上限額50,000円/人</p>
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話972-2591（内線2591）

事 項	(新規) 認知症検診等の実施										
予 定 額	47,630千円										
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>認知症は早期に診断・治療することにより進行を遅らせることができることから、認知症検診の実施や認知症チェックリストの普及により、認知症の早期発見・早期対応を推進する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 認知症検診の実施</p> <p>認知症やその前段階である軽度認知障害（MCI）の疑いの早期発見を目的として、新たに認知症検診を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="474 1012 1177 1341"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対 象 者</td> <td>65歳以上の市民</td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td>市内の協力医療機関</td> </tr> <tr> <td>自己負担</td> <td>無 料</td> </tr> <tr> <td>開始時期</td> <td>令和2年1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 認知症チェックリストの普及</p> <p>認知症の本人・家族の「気づき」を促すことを目的とするセルフチェックリストを作成し、様々な関係機関を通じ、普及を図る。</p>	区 分	内 容	対 象 者	65歳以上の市民	実施場所	市内の協力医療機関	自己負担	無 料	開始時期	令和2年1月
区 分	内 容										
対 象 者	65歳以上の市民										
実施場所	市内の協力医療機関										
自己負担	無 料										
開始時期	令和2年1月										
担 当 課	高齢福祉部 地域ケア推進課 電話972-2549（内線2549）										

事 項	(新規) 有料老人ホームの消防設備整備補助																	
予 定 額	7, 3 2 0 千円																	
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>既存高齢者施設等の消防設備について、国の交付金を活用して整備を促進する。</p> <p>2 補助対象</p> <p>有料老人ホーム 1 か所</p> <table border="1" data-bbox="472 938 1327 1234"> <tr> <td>法人名</td> <td>(医)悠山会</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>ファミリアー社</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>名東区一社四丁目</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>2 5 人</td> </tr> </table> <p>3 補助内容</p> <table border="1" data-bbox="472 1375 1327 1713"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象施設</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td rowspan="2">有料老人ホーム</td> <td>延床面積 1 m²当たり 9, 260 円</td> </tr> <tr> <td>ポンプユニット設備</td> <td>1 か所当たり 2, 320 千円</td> </tr> </tbody> </table>		法人名	(医)悠山会	施設名	ファミリアー社	所在地	名東区一社四丁目	定員	2 5 人	区分	対象施設	補助単価	スプリンクラー設備	有料老人ホーム	延床面積 1 m ² 当たり 9, 260 円	ポンプユニット設備	1 か所当たり 2, 320 千円
法人名	(医)悠山会																	
施設名	ファミリアー社																	
所在地	名東区一社四丁目																	
定員	2 5 人																	
区分	対象施設	補助単価																
スプリンクラー設備	有料老人ホーム	延床面積 1 m ² 当たり 9, 260 円																
ポンプユニット設備		1 か所当たり 2, 320 千円																
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話 9 7 2 - 2 5 3 9 (内線2539)																	

事 項	(新規) 高齢者福祉施設の開設準備経費補助								
予 定 額	104,700千円								
事業の概要	<p>1 趣旨 高齢者福祉施設の円滑な開設に向け、早期からの体制整備を支援するため、県の基金を活用して開設準備経費を助成する。</p> <p>2 補助対象</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 認知症高齢者グループホーム</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>(2) 小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>3か所</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1か所</td> </tr> <tr> <td>(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>3か所</td> </tr> </table> <p>3 補助内容</p> <p>(1) 対象経費 施設開設前6か月間に係る準備経費 (職員雇上経費、職員募集経費、備品購入経費 等)</p> <p>(2) 助成額</p> <p>ア 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 800千円×(宿泊)定員数を上限</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1か所当たり13,300千円を上限</p>	(1) 認知症高齢者グループホーム	3か所	(2) 小規模多機能型居宅介護事業所	3か所	(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1か所	(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3か所
(1) 認知症高齢者グループホーム	3か所								
(2) 小規模多機能型居宅介護事業所	3か所								
(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1か所								
(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3か所								
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話972-2539 (内線2539)								

事 項	(新規) 障害者就労支援窓口の設置
予 定 額	19,369千円
事業の概要	<p>1 趣旨 障害者雇用の推進及び工賃等の向上を図るため、障害者就労支援窓口を設置し、企業及び障害者就労支援施設への支援を実施する。</p> <p>2 内容 (1) 一般就労における企業向け支援 ア 企業向け相談窓口の設置 イ 障害者雇用率の低い企業への働きかけ ウ 職場定着支援員(精神保健福祉士等)の配置 エ 障害者雇用優良企業の表彰等、障害者就労の推進を図る事業の実施 オ 経済団体等とのネットワークの構築 (2) 福祉的就労における工賃・賃金向上支援 ア 工賃・賃金向上に向けた相談やセミナーの実施 イ 障害者就労支援施設の一般企業からの請負の仲介 ウ 授産製品の販路拡大 エ ホームページの作成 (製品のPR、販売促進)</p> <p>3 スケジュール 令和元年 6月 プロポーザル方式による受託者公募 10月 開設</p>
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話972-2584 (内線2584)

事 項	(新規) 幼児教育・保育の無償化について (就学前の発達支援)																								
予 定 額	—																								
事業の概要	<p>1. 現時点における国の方向性 3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)についても、併せて無償化を進めていく。</p> <p>2. 対象期間 満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間</p> <p>3. 対象となる主なサービス 児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援など</p> <p>4. 実施時期 令和元年(2019年)10月</p> <p>【参考】本市におけるサービスごとの利用者負担上限月額</p> <p>(ア) 児童発達支援 保育所等訪問支援</p> <table border="1" data-bbox="858 1122 1430 1332"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>月額負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護、市民税非課税世帯等</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税 課税世帯</td> <td>～28万円未満</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>28万円～46万円未満</td> <td>18,600円</td> </tr> <tr> <td>46万円～</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 障害児入所支援</p> <table border="1" data-bbox="858 1368 1430 1536"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>月額負担上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護、市民税非課税世帯等</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税 課税世帯</td> <td>～28万円未満</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>28万円～</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※食事提供に係る費用については引き続き実費徴収の方針と伺っているが詳細は不明</p> <p>5. 今後の周知方法 7月中 チラシの作成及び利用者への配布 「ウェルネットなごや」への掲載及び事業者へメール送信 8月 広報なごやへの記事掲載</p>	区 分		月額負担上限額	生活保護、市民税非課税世帯等		0円	市民税 課税世帯	～28万円未満	4,600円	28万円～46万円未満	18,600円	46万円～	37,200円	区 分		月額負担上限額	生活保護、市民税非課税世帯等		0円	市民税 課税世帯	～28万円未満	9,300円	28万円～	37,200円
区 分		月額負担上限額																							
生活保護、市民税非課税世帯等		0円																							
市民税 課税世帯	～28万円未満	4,600円																							
	28万円～46万円未満	18,600円																							
	46万円～	37,200円																							
区 分		月額負担上限額																							
生活保護、市民税非課税世帯等		0円																							
市民税 課税世帯	～28万円未満	9,300円																							
	28万円～	37,200円																							
担 当 課	子育て支援部子ども福祉課																								

事 項	(拡充) 介護ロボット等活用推進事業								
予 定 額	20,000千円								
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>介護人材不足への対応が喫緊の課題となっている中、介護職員の負担軽減や職場環境の改善を図り、人材の定着や介護の質の向上につなげるため、介護ロボットの活用を促進する事業をなごや福祉用具プラザで実施する。</p> <p>また、高齢化・障害の重度化を受け、在宅の高齢者・障害者への福祉用具に関する訪問相談も新たに実施する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 介護ロボット等活用推進事業</p> <table border="1" data-bbox="456 969 1378 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 969 759 1043">項 目</th> <th data-bbox="759 969 1378 1043">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 1043 759 1160">コンサルティング・マッチング</td> <td data-bbox="759 1043 1378 1160">相談対応・専門家による介護現場でのアセスメントやマッチングを実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1160 759 1240">普及啓発</td> <td data-bbox="759 1160 1378 1240">セミナーやフォーラムの開催等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 1240 759 1366">介護ロボット導入効果検証等</td> <td data-bbox="759 1240 1378 1366">導入事業所における活用方法や効果の検証及びその結果発表による普及促進</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専門職チーム（リハビリテーション工学技師、ソーシャルワーカー、作業療法士、保健師）で実施</p> <p>(2) アウトリーチ事業（訪問相談）</p> <p>在宅高齢者・障害者の福祉用具に関する相談ニーズに対応するため、専門職による訪問相談を実施する。</p> <p>3 実施時期</p> <p>令和元年10月</p>	項 目	内 容	コンサルティング・マッチング	相談対応・専門家による介護現場でのアセスメントやマッチングを実施	普及啓発	セミナーやフォーラムの開催等	介護ロボット導入効果検証等	導入事業所における活用方法や効果の検証及びその結果発表による普及促進
項 目	内 容								
コンサルティング・マッチング	相談対応・専門家による介護現場でのアセスメントやマッチングを実施								
普及啓発	セミナーやフォーラムの開催等								
介護ロボット導入効果検証等	導入事業所における活用方法や効果の検証及びその結果発表による普及促進								
担 当 課	高齢福祉部 介護保険課 電話 972-2539 (内線2539) 障害福祉部 障害企画課 電話 972-2587 (内線2587)								

事 項	(拡充) 認知症条例の制定準備									
予 定 額	5, 0 8 1 千円									
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>市、市民、事業者が「認知症になっても安心して暮らせるまち」をともに目指し、認知症施策を総合的に推進するため、その基柱となる新たな条例の制定に向けて検討を行う。</p> <p>また、認知症の方が起こした事故に係る損害を救済するための新たな制度の創設に向けて検討を行う。</p> <p>2 事業内容</p> <p>条例制定、事故救済制度の創設等に向けて懇談会及び専門部会を開催し、より実効性のある条例となるよう学識経験者や実務経験者等から意見を聴取する。</p> <p>3 スケジュール</p> <table border="0" data-bbox="459 1240 1270 1391"> <tr> <td>令和元年</td> <td>4～10月</td> <td>懇談会にて検討、素案を作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11月</td> <td>パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>4月</td> <td>条例の施行、周知・広報</td> </tr> </table>	令和元年	4～10月	懇談会にて検討、素案を作成		11月	パブリックコメントの実施	令和2年	4月	条例の施行、周知・広報
令和元年	4～10月	懇談会にて検討、素案を作成								
	11月	パブリックコメントの実施								
令和2年	4月	条例の施行、周知・広報								
担 当 課	高齢福祉部 地域ケア推進課 電話 9 7 2 - 2 5 4 9 (内線2549)									

事 項	(拡充) 強度行動障害者支援事業
予 定 額	10,056千円
事業の概要	<p>1 趣旨</p> <p>強度行動障害者（重度の知的障害があり、コミュニケーションの障害から、激しい他害や自傷等が頻発し、日常生活に困難を生じている方で、特別に配慮された支援が必要な方）を総合的に支援するため、高度な専門知識と技術を習得した強度行動障害者専門支援員の事業所への派遣や相談窓口の開設等を行う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 強度行動障害者専門支援員養成事業 新たな強度行動障害者専門支援員の養成（1人）</p> <p>(2) 強度行動障害者専門支援員派遣事業 強度行動障害者専門支援員の増員（2→3人）に伴う派遣回数 の増等</p> <p>(3) 強度行動障害者相談支援事業 事業所からの強度行動障害者支援に係る専門相談の実施</p> <p>(4) 強度行動障害者支援者養成研修事業 事業所職員向け基礎研修の開催（定員30人・4講座）</p>
担 当 課	障害福祉部 障害者支援課 電話972-2560（内線2560）